

令和7年度第3回「雇用就農資金」

50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」の事業参加者を募集します。
本事業において、農業法人等が就農希望者を雇用して農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付する「雇用就農者育成・独立支援タイプ」と、農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付する「新法人設立支援タイプ」の募集を行います。事業実施を希望される場合は、募集要領をよく確認し、不明な点があれば千葉県農業会議へお気軽に御相談ください。

●雇用就農者育成・独立支援タイプ

助成額 年間最大60万円（月額5万円）

助成期間 最長4年間

※1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降の助成額は年間最大20万円

●新法人設立支援タイプ

助成額 年間最大120万円（月額10万円）

3－4年目は最大60万円（月額5万円）

助成期間 最長4年間

※各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円が加算されます。

※事業実施期間が3か月未満の場合は助成金は交付されません。

募集期間等(第3回目)

募集回	募集期間	新規雇用就農者の採用日	支援期間
第1回	2025年3月4日～4月7日	2024年6月1日～2025年2月1日	2025年6月1日～2029年5月31日
第2回	2025年7月1日～8月4日	2024年10月1日～2025年6月1日	2025年10月1日～2029年9月30日
第3回	2025年10月21日～11月25日	2025年2月1日～2025年10月1日	2026年2月1日～2030年1月31日

応募方法(不備解消方法・ポータルサイト登録方法)

●応募方法（不備解消方法）

千葉県農業会議HP（<https://chinokai.com/>）：下段「農の雇用事業・雇用就農資金事業募集等のページです」

雇用就農資金 募集要項等 農業をはじめ、JP（募集スケジュール等）

令和7年度募集スケジュール第3回 応募する

募集要領/申請様式 応募申請フォームはこちら 雇用就農資金応募申請フォーム

応募を開始する

新規に応募する

「登録後必ず保存データの作成をお願いします。その後不備解消で使用します。」

（応募申請した後、申請書の不備解消は、「保存データを利用して応募する」から入力します。）

●「研修計画」ポータルサイト登録方法

千葉県農業会議HP（同上）：下段「農の雇用事業・雇用就農資金事業募集等のページです」

最上段の「農業をはじめ、JP」の「研修/学ぶ」

農業法人で働きながら学ぶ 農業法人等情報の登録はこちら

管理画面右：新規登録「新規登録する」

パスワード設定後管理画面からログインする。

基本情報及び研修計画（4年間分）5項目以上を入力する。



農業会議HP
（トップ画面）



農業をはじめ、JP

事業参加にあたっての主な要件

※令和7年度からの要件の変更箇所は赤字
〈必ず募集要領で詳細を御確認ください！〉

●農業法人等の要件

- ①おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ②十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に掲載すること。
(URL: https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in)
- ⑨地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。
- ⑩国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。
(URL: <https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)

●新規雇用就農者の要件

- ①支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ②支援開始時点で、採用されてから4か月以上12か月未満であること。
- ③過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと（但し、農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問）。

お知らせ 過去に事業を活用したことがある方へ

令和7年度から補完雇用就農者の要件が緩和されました！！

本事業では、過去に支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、当該離農者の代わりに雇用した者は支援対象外としていますが、離農理由が経営体都合による解雇や労働条件の悪化等経営体側に非がある場合を除き、支援対象とすることが可能になりました。

注意事項

応募申請は、雇用就農資金HPの応募申請フォームから入力する。

又は、「応募申請フォーム以外の申請方法はこちら」より、事業申請書（Excelファイル・Wordファイル又はPDF手書き用）をダウンロードし、作成の上、専用メール又は郵送で農業会議に送付する。
(専用メール chibakoyou@sirius.ocn.ne.jp)

御相談は、一般社団法人 千葉県農業会議

〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁南庁舎9階

TEL 043-223-4480 Fax 043-222-8320

Mail cnk.1104@true.ocn.ne.jp(代表)

令和7年度の要件変更点について

① 増加分支援要件(補完雇用就農者)の緩和

過去に雇用就農資金の対象となった雇用就農者が「離農」した場合、応募時に「補完雇用就農者」が必要でしたが、雇用就農者が自己都合により離農した場合は、増加分支援要件の適用を免除することとします。

なお、経営体の責めに帰すべき理由により退職(経営体都合による解雇、雇用契約内容とは異なり雇用就農者の同意のない労働条件の悪化、ハラスメント等)し、離農となった場合は、従来どおり補完雇用就農者が必要となります。(「定着率 1/2 以上要件」については、これまでの考え方から変更ありません)

② 新規採択5人まで。新規採択の3人目以降は助成金が年間 20 万円

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」について、

- ・1経営体当りの新規採択人数は、同一年度内に5人が上限となります。
- ・あわせて、3人目以降の支援額は、年間最大 20 万円となります。

③ 「地域計画」への位置づけ

農業法人等の要件として、「地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること」が追加されます。

【「地域計画」(旧「人・農地プラン」)とは…】

市町村では、農業経営基盤強化促進法(令和5年4月1日施行)によって定められた 10 年後の地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定に農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と一体となり取り組んでいます。詳細は市町村・農業委員会までお問い合わせください。

④ 「労働環境整備に係る選択要件」について、選択肢を追加し、2つ以上を必須

農業法人等の要件の「労働環境整備に係る選択要件」について、2つ以上の実施が必須となり、選択肢として以下の内容が追加となります。

【追加となる選択肢】

就業規則又はこれに準ずるものに産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定(既に取り組んでいる又は支援開始後 1 年以内に新たに組み込むことが要件)

⑤ 農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)の修了

農業法人等の要件として、「農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)」のうち「労務管理」の科目を「修了している又は支援開始後 1 年以内に修了すること」が追加されます。

(チラシ) https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/ikusei_kyogikai-130.pdf

(研修ページ) <https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>

令和6年度研修プログラムは、終了していますが、修了証は有効です。

令和7年度のプログラムは、令和7年4月 25 日から開講しています。

登録・ログインはこちら→



「雇用就農資金」（雇用就農者育成・独立支援タイプ） （令和7年度第3回）募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者（以下「法人等雇用就農者」という。）を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

本募集の「雇用就農者育成・独立支援タイプ」では、農業法人等が法人等雇用就農者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

事業の対象となる法人等雇用就農者は、原則として2025年2月1日～2025年10月1日の間に正社員として50歳未満で採用され、就業を開始している方（支援開始日（2026年2月1日）時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している方）です。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、2025年10月21日（火）～11月25日（火）（必着）までに応募してください。

※ 農業法人等が新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付する「新法人設立支援タイプ」、農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」の募集も併せて実施しています。詳しくは各募集要領をご覧ください。

I 助成内容

1 助成額及び助成対象期間

ア 助成額

法人等雇用就農者1人当たり1ヶ月につき50,000円（年間600,000円）

※ 1経営体当たりの新規採択人数は同一年度内に5人まで、かつ3人目以降は年間最大200,000円の助成額となります。

※ 法人等雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、1年につき150,000円を加算します。

イ 助成対象期間

2026年2月から最長4年間

※ 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

※ 本事業は、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責めに帰すべき理由により離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分が助成の対象となります。

2 採択数の上限

- ・ 1経営体当たりの同一年度内の新規採択人数は5人までです。
- ・ 申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

Ⅱ 募集期間、申請先、申請書類

1 募集期間

2025年10月21日（火）～11月25日（火）

※ 提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。郵送の場合は当日必着。

2 申請先

「雇用就農資金」ホームページ内の「応募申請フォーム」より応募申請を行ってください。

○「雇用就農資金」ホームページ（検索エンジンで「雇用就農資金」と検索してください）

【 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/ 】

※ 「応募申請フォーム」では、画面の案内に沿って必要な情報の入力と必要な書類データの提出を行うことにより、応募申請をWEB上で完結できます。詳しい手順はホームページをご確認ください。

※ 「応募申請フォーム」からの申請が難しい場合は、必要な書類をメール又は郵送で各都道府県農業会議等（後掲の「『雇用就農資金』のお問合せ・申請先」をご覧ください。）に送付してください。

なお、申請する農業法人等の所在地と就業場所が異なる場合は、就業場所が所在する都道府県農業会議等に申請してください。

3 申請書類

申請に必要な書類は、様式第1号「雇用就農資金」（雇用就農者育成・独立支援タイプ）令和7年度第3回募集 申請書類一覧（チェックリスト）のとおりです。申請書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

○「雇用就農資金」ホームページ

【 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/ 】

※ 「応募申請フォーム」から申請する場合は、書類①「雇用就農資金申請書（事業申請書）（様式第2号）」および書類③「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」はフォーム上で入力、その他の必要書類はデータをフォームにアップロードすることにより、応募申請をWEB上で完結できます。

Ⅲ 事業の応募要件

雇用就農資金を実施するためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

ア おおむね年間を通じて農業を営み、本支援終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。

当該事業体のうち、「農業法人」及び「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人及び農業者が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とす

る。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部をおおむね年間を通じて請け負う事業体とし、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

「新規就農者を雇用して技術を習得させる機関」は、当該機関の定款、規約・設置要領等において、就農希望者に対する研修の実施について明記している機関とする。

- イ 農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力等の農業生産に必要な能力を身につけさせるための実践的な研修を行うことができ、かつ、経営開始資金、経営開始支援資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中ではないこと。

なお、研修はおおむね年間300時間以上行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。また、支援終了後に独立することを前提とした法人等雇用就農者（以下「期限付き就農者」という。）に対しては、これに加え経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする。

- ウ 法人等雇用就農者に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営者本人を含む。以下同じ。）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）とする。なお、農業経験には、普及指導員やJAの営農指導員、農業高校・大学の教職員として指導した経験等を含む。

- エ 法人等雇用就農者との間で、正規の従業員（農業法人等の役員等は含まない。以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、期限付き就農者の場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

- オ 法人等雇用就農者に習得させる技術を明記した研修計画を作成し、その研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載すること（Ⅶその他の1を参照）。

- カ 生産性が高く人に優しい職場環境作り（以下「農業の「働き方改革」」という。）について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りではない。

- キ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数1年ごとに、その日数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

- ク 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は支援開始後1年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。

- ケ 以下の項目のいずれか2つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後1年以内に新たに取組むこと。ただし、ウについては、既に取り組んでいる又は支援開始後の決算期までに取組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定すること。

（ウ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（エ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

(オ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けること。

(カ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けること。

※ 上記（ア）～（カ）について、定められた期限までに取り組んでいない場合は、採択取消しとなります。

コ 原則として労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

なお、労働時間については1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均。以下同じ。）は35時間以上であること。ただし、育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合の1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）については、20時間以上で可とする。また、法人等雇用就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると全国農業会議所が認める場合はこの限りではない。

サ 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。

シ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること（東日本大震災の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む）。なお、やむを得ない事情により、今後も位置付けられることが見込まれない場合は、当該農業法人等が雇用就農資金の支援対象として適当な経営体であると事業推進委員会が認めた者であること。

ス 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。

セ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業等に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りではない。なお、「雇用及び研修に関して法令に違反したこと」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

ソ 過去に要件違反等に該当したことにより、全国農業会議所に返還すべき助成金がないこと。

タ 本事業に係る法人等雇用就農者について、今回締結した雇用契約より前に正社員としての雇用関係がないこと。ただし、新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

チ 本事業において実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について、事業期間中、事業終了直後及び事業終了1年後に報告することを確約していること。

ツ 法人等雇用就農者の雇用を理由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。なお、本事業の支援開始後に国からの助成等を受ける場合は、本支援との重複がないか確認するため、事前に都道府県農業会議等に相談すること。

テ 農業法人等において、過去に本事業等の法人等雇用就農者又は研修生（以下「法人等雇用就農者等」という。）として、本事業等による事業実施年度の5ヶ年度前から前年度までに支援対象となった法人等雇用就農者等（以下「過去に受け入れた法人等雇用就農者等」という。）の数が2人以上いる場合、事業申請時において農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の2分の1以上であること。ただし、法人等雇用就農者等が多様な人材である場合、又は法人等雇用就農者等の死亡若しくは天災

その他やむを得ない事情によるものと全国農業会議所が認めた場合は、過去に受け入れた法人等雇用就農者等から除くことができるものとする。

- ト 農業法人等の代表者等は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。（Ⅶその他の2を参照）
- ナ 農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを内容に組み入れた指導者養成研修会に出席すること（同一年度中に既に本事業の指導者養成研修会に出席している場合はこの限りではない。）。また、法人等雇用就農者を事業説明・研修会に出席させること。
- ニ 期限付き就農者を雇用して研修を実施する場合は、独立に向けた期限付き就農者のサポートに努めること。
- ヌ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- ネ 支援期間中に、法人等雇用就農者に対して日本農業技術検定等の検定試験を受験させる、又はその他の手法により技術習得状況の確認に努めること。

2 法人等雇用就農者の要件

- ア 就農意欲を有し、本事業での支援終了後も継続して就農する又は本事業を含む新たな農業法人を設立するための研修終了後1年以内に新たな農業法人を設立するなどして、独立する強い意志があり、正社員（期限付き就農者の場合は従業員で可。以下同じ。）としての採用時の年齢が50歳未満の者であること。

就農の意志等は、事業申請書（様式第2号）の記載内容、法人等雇用就農者の履歴書等により判断する。

- イ 2025年2月1日から2025年10月1日までに農業法人等で正社員として就業を開始しており、支援開始日（2026年2月1日）時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している者であること。

なお、本事業の対象となる法人等雇用就農者を、厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」等を活用後、支援開始日までに正社員（期間の定めのない雇用契約）として雇用している場合は、その期間を正社員としての就業期間に含めることができるものとする。

- ウ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。
- エ 過去の農業就業期間等（農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間並びに自営農業に従事した期間の合計とし、農業高校、農業大学校等における修学期間は含めない。以下同じ。）が正社員採用日時点で5年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であると事業推進委員会が認めた者であること。
- オ 本事業において事業期間中、事業終了直後及び事業終了1年後に実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について協力することを確約していること。
- カ 農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。
 - （ア） 集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。
 - （イ） 親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。
- キ 法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配

偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

ク 過去に本事業等に採択されていないこと。

ただし、過去に当該事業で採択された場合であっても、助成を受けずに事業を中止した場合又は取り下げた場合若しくは中止した場合の理由が法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇若しくは法人等雇用就農者の都合による離職以外の理由であると全国農業会議所が認めた場合はこの限りではない。なお、この場合の助成対象期間は、本事業の助成対象期間から過去に当該事業の助成を受けた期間を引いた期間とするが、過去に当該事業の助成を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型（日本標準産業分類に準拠。以下同じ。）と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合はこの限りではない。

ケ 過去に就農準備資金、就農準備支援資金、農業次世代人材投資資金（準備型。平成 28 年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。）、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業又は就農準備支援事業の交付を受けて研修していないこと。

ただし、過去に当該事業の交付を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で当該事業の交付を受けて研修していた場合はこの限りではない。

コ 過去に国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 畜産第 2344 号）別表 1 の 1 の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（1）人材確保・育成支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

サ 当該法人等雇用就農者を含め、当該農業法人等において同一年度内に新規に対象となる法人等雇用就農者数が、5 名以内であること。

シ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、法人等雇用就農者は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

3 補完雇用就農者の要件

農業法人等が、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責めに帰すべき理由により離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない。

ア 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ アの採用日時点で原則 50 歳未満であること。

ウ 雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、1 週間の所定労働時間が 35 時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、1 週間の所定労働時間は 20 時間以上で可とする。なお、1 週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。

オ アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ 過去の農業就業期間等が5年以内であること。

キ 補完雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

IV 採択にあたっての審査事項

提出された事業申請書等のうち全ての応募要件を満たしている申請について、事業推進委員会において、総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。そのため、応募状況によっては要件を満たしていても不採択になる可能性があります。

また、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

V 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、2026年1月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 注意事項

- (1) 助成金の交付は4年間の支援期間を全国農業会議所が定める期間に区切って行うため、期間ごとに助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として事業実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みのため、支援開始後に都道府県農業会議等が行う現地確認に協力していただきます。
- 助成金交付申請書等の書類が、全国農業会議所が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。本募集で採択された場合の助成金交付申請書等の提出期限等については「助成金申請スケジュール」を参照願います。
- また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。
- (2) 本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修実施に対する助成等を受ける場合は、本事業の支援の対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議等に相談して頂くとともに、事業申請書（様式第2号）の「1 農業法人等の概要」欄に事業内容等を記載してください。
- (3) 採択後、研修指導者等は指導者養成研修会に、法人等雇用就農者は事業説明・研修会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。
- (4) 採択後に、申請内容等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。（例：採択後、農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（3親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合）
- (5) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。既に交付した助成金については、別途規定する加算金を賦課して返還を求めます。
- ① 著しく研修計画に即した研修が行われていないと認められる場合
 - ② 著しく研修の効果が認められない場合
 - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
 - ④ 農林水産省及び全国農業会議所が定める要件等に違反した場合
 - ⑤ 虚偽の申請や報告等、事業に関する不正が認められた場合
 - ⑥ 全国農業会議所が定める期日までに、助成金の申請に係る資料が提出されない場合
- なお、雇用就農資金に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。
- (6) 本事業等の適切な執行のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成する雇用就農資金等管理システムに登録します。また、申請内容及び事業実施内容について必要最小限度内で地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで農業法人等名及び法人等雇用就農者氏名を公表する場合があります。
- (7) 本事業で採択された経営体については、全国農業会議所のホームページで経営体名を公開します。

VII その他 補足事項

1 就農に関するポータルサイトへの研修計画等の掲載

本事業の応募要件で、「就農に関するポータルサイトに研修計画等を掲載すること」としています。農業法人等の情報及び本事業の支援期間中に実施する研修内容等について、ポータルサイト（農業をはじめる. JP）内の登録フォームより作成・登録申請を行ってください。



(研修内容等登録フォーム)

以下URL又は右のQRコードよりアクセスしてください。

https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in

※過去に雇用就農資金で採択実績があり、掲載がお済みの方は対応不要です。

2 農業経営人材育成研修プログラムの修了について

本事業の要件で、「農業法人等の代表者等は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち『労務管理』の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること」としています。以下のURL又は右のQRコードより受講者ID登録を行い、中級コースのうちの『労務管理』の科目を修了し、修了証を提出してください。



(登録・ログインページ)

<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>

3 求人活動への支援

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国新規就農相談センターの運営する就農情報ポータルサイト「農業をはじめる. JP」に無料で求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたします。

<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/> より求人票をダウンロードし、必要事項を記載の上、全国農業会議所 (shuunou@nca.or.jp) に送付又は各都道府県農業会議等にご相談ください。

4 採用前の事前就業体験への支援

就農希望者が本採用前に試行雇用や就業体験を行うことにより、農業への適性を確認できるとともに、職場に対する理解も深まり採用後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、自分の抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。厚生労働省が実施している「トライアル雇用制度」（月額最大4万円、最長3ヶ月）は、試行雇用した場合の助成制度です。試用雇用期間中に、適性や能力を見極め、その後、常用雇用へ移行することができ、雇用就農資金の活用に接続できますので、以下URLより詳細をご確認いただき、是非ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page_06_00002.html

5 事業の活用事例の公表について

本事業を活用した新規雇用就農者に対する研修等の取組事例を以下のホームページ上で公開していますので、経営発展や雇用者の人材育成・定着に向けてご参考になしてください。また、紹介したい事例がありましたら、自薦・他薦は問いませんので、ご紹介ください。

<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/case/>

VIII お問い合わせ・申請先

※「雇用就農資金」HPにも掲載しています（https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/）

農業会議等	〒	住 所	電話番号	メールアドレス
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)	kovo@hca.or.jp
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)	a02kaigi003@beach.ocn.ne.jp
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)	info@iwate-ca.or.jp
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通南宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階	022-275-9164(直)	04agri-miyagi@nca.or.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-823-2785(直)	05akita001@nca.or.jp
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)	nounokovou@vca.or.jp
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)	kouyou@fnkaigi.com
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)	nounokovou@ibanou.com
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)	tochikaigi@tochikaigi.or.jp
群馬県	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県農協ビル	027-280-6171(直)	gn-kovou@nca.or.jp
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県農林会館内	048-829-3481(直)	saiagri@sai-agri.com
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)	chibakovou@sirius.ocn.ne.jp
東京都	151-0053	渋谷区代々木3丁目25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	03-3370-7146(直)	tonokoe@tokaigi.com
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階	045-201-0895(直)	kovoshuno@k-nk.or.jp
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)	sannougi@nca.gw.ne.jp
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)	gifu-kovou@nca.or.jp
静岡県	420-0884	静岡市葵区大岩本町15-21	054-294-8321(直)	17kovou@nca.or.jp
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)	kovoshuno@nougyoukaigi.or.jp
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)	mieagri@juno.ocn.ne.jp
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186(直)	kouyou@nikaigi.or.jp
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(代)	tominou7@movie.ocn.ne.jp
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)	kouyou@noukai.net
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)	info@f-kaigi.jp
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)	24nougokoro-nagano@nca.or.jp
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)	shiganou@nca.or.jp
京都府	602-8054	京都市上京区出水通小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館3階	075-417-6848(直)	kouyou@agr-k.or.jp
大阪府	540-0011	大阪府中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)	27kovou@nca.or.jp
兵庫県※1	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222(直)	kouyou@forest-hyogo.jp
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎5階	0742-27-7419(直)	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)	kouyou@wnk.or.jp
鳥取県※2	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)	tnk@t-agri.com
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)	webmaster@shimane-2l.gr.jp
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)	okanogyo@orange.ocn.ne.jp
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)	kouyou@h-kaigi.jp
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)	kovoshuno.yamaguchi@hyper.ocn.ne.jp
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)	36kovoshuno@tokukaigi.or.jp
香川県	761-8078	高松市仏生山町甲263-1 3階	087-813-7751(直)	kk37005@iaa.itkeeper.ne.jp
愛媛県	790-0067	松山市大手町一丁目7-3 松山大手町ビル3階	089-943-2800(直)	enk@themis.ocn.ne.jp
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)	39nougokovou@nca.or.jp
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)	n9faca@bronze.ocn.ne.jp
佐賀県	849-0925	佐賀市八丁驛町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)	sanoukai@sanoukai.jp
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)	nca05@bronze.ocn.ne.jp
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館9階	096-384-3333(直)	43kovousyuunou@nca.or.jp
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-3-30 STビル701号	097-532-4385(直)	n-kouyou@agri-oita.net
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)	mkn32@miyazaki-nk.net
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)	nougokovo46@po.minc.ne.jp
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)	nougyou@onca.or.jp

※1 兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、（公社）ひょうご農林機構です。

※2 鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。

一般社団法人全国農業会議所（書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします）

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル TEL：03-6265-6891 FAX：03-6265-6892

Ⅸ 採択後の助成金申請スケジュール

2026年度	2026 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2027 1
提出期限	2026年8月31日(月)						2027年2月28日(日)					

2027年度	2027 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2028 1
提出期限	2027年8月31日(火)						2028年2月29日(火)					

2028年度	2028 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2029 1
提出期限	2028年8月31日(木)						2029年2月28日(水)					

2029年度	2029 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2030 1
提出期限	2029年8月31日(金)						2030年2月28日(木)					

事業対象期間：2026年2月1日～2030年1月31日（最長4年）

- ※ 助成金申請スケジュールは変更になる可能性があります。
- ※ 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。
- ※ 助成金申請書提出期限までに申請書が提出されない場合は採択取消となり、助成金の交付ができませんので、提出期限を厳守してください。
- ※ 助成金申請に必要な書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

X 記入例（一部）

1 様式第2号「2 定着率、新規就農者増加分（事業活用判定シート）」の記入例

募集回	令和 7 年度第 3 回
-----	--------------

初めて事業（雇用就農資金）を 活用した募集回	令和 4 年度第 1 回
---------------------------	--------------

1. 「定着率」要件（表1）

雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業において、過去5か年度間に事業を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者等が2名以上いる場合、定着率が50%以上である必要があります。

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業（雇用就農資金は除く）を活用し、助成金交付実績のある研修生が離農後、再度就農している場合は、就農状況について参考様式⑦に記載の上、申請時に添付してください。

なお、法人等雇用就農者等が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は事業を活用した者から除くことができます。事業を活用した者から除いた者については、下記の「対象年度内に事業を活用した者」の人数には加えないでください。

対象年度	対象年度内に事業を活用した者			定着率
		定着	離農	
令和2年度 ～令和6年度	4人	3人	1人	75%

※ 「多様な人材」：障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等

※ 「やむを得ない事情により離農」：法人等雇用就農者の死亡、天災等やむを得ないと全国農業会議所が認めた場合の離農

- 令和2年度～令和6年度における「対象年度内に事業を活用した者」が2名以上の場合は、定着率が50%以上でないと、今回応募の「定着率」要件を満たしません。
「対象年度内に事業を活用した者」が1名または0名の場合は、「定着率」要件は確認不要です。
- 「定着」とは、農業に従事していることを指し、農業法人等で継続雇用している場合のほか、他の農業法人等で就農、独立就農、親元就農、農業教育機関等に就学している等の場合です。

2. 「増加分支援」要件 (表2・3)

①に該当する経営体都合による離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。

① 過去に雇用就農資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者の状況 (表2)

助成金交付実績のある法人等雇用就農者：令和4・5・6年度、令和7年度第1回採択者で研修継続中の者又は助成金交付を受けて研修中止した者

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。

※助成金交付実績のある法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式⑧に記載し、申請時に添付してください。

No.	氏名	事業活用年度回	就農状況	就農状況 (詳細)
1	農業 太郎	令和4年度第1回	離農 (経営体都合)	
2	水田 花子	令和5年度第3回	独立就農	〇〇県△△市
3	畑 いちご	令和6年度第1回	離農 (自己都合)	
4	○ 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農 (経営体都合)」「離農 (自己都合)」のいずれかを選択してください。 ○ 「就農状況 (詳細)」には、「他の法人等で就農」「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」「親元就農」の場合は、就農した地域 (市町村名まで) を記載してください。 ○ 離農者 (「離農 (経営体都合)」の者) の法人等雇用就農者がいる場合は、② (表3) に該当する農業界に定着する者 (＝補完雇用就農者) の人数が同数以上である必要があります。			
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※「就農状況 (詳細)」には、「他の法人等で就農」「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」「親元就農」の場合は、就農した地域 (市町村名まで) を記載してください。

※「離農 (経営体都合)」「離農 (自己都合)」の場合は、その後の進路を把握している限りで記載してください。

※退職後の進路を把握していない場合は、「離農 (経営体都合)」「離農 (自己都合)」のいずれかを選択してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

② 初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者（正社員。採用時の年齢50歳未満）のうち、事業対象になっていない者（表3） ※①（表2）で「離農（経営体都合）」の者がいない場合は、記載不要

- No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。
- 氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。採用時の年齢が50歳未満の者が、補完雇用就農者の要件を満たします。
- 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農」「不明（離農扱い）」のいずれかを選択してください。「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」「農業教育機関等に就学」「不明（離農扱い）」のいずれかを選択してください。「就農状況（詳細）」には、「不明（離農扱い）」を選択してください。

No.	氏名	生年月日	採用年月日	採用時の年齢	採用時 農業経験 5年以内	過去に雇用元の 農業法人等と 正社員としての 雇用関係がない	就農状況	就農状況（詳細）
0	農業 太郎	—	2021/10/1	—	—	—	—	—
1	農地 二郎	1980/1/5	2021/12/1	42	○	○	独立就農	〇〇県△△市
2	野菜 梅子	2000/2/1	2022/10/1	22	○	○	継続雇用	

○ ①（表2）の離農者（「離農（経営体都合）」の者）と比較し、②（表3）の農業界に定着する者（＝補完雇用就農者）の人数が同数以上である場合は、「増加分支援」要件を満たすため、応募が可能です。

表2				表3			
過去に雇用就農資金を 活用した 法人等雇用就農者数	うち農業界定着人数		うち離農者数		事業対象になっていない者		うち離農者数
			自己都合	経営体都合			
3人	1人	1人	1人	1人	2人	2人	0人

例の場合：①（表2）の離農者（「離農（経営体都合）」の者） → 1人
②（表3）の農業界に定着する者（＝補完雇用就農者） → 2人 ⇒同数以上のため「増加分支援」要件OK

- 補完雇用就農者の農業経験が5年以内かどうかは、提出いただく履歴書で確認します。
- 補完雇用就農者が正社員かどうか（①期間の定めのない雇用契約（独立前提の場合は有期でも可）、②1週間の所定労働時間が35時間以上で主に農畜産物の生産に従事、③雇用保険、労災保険（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険も）に加入）、採択後の現地確認調査時に、雇用契約書（労働条件通知書）、出勤簿、保険関係書類等で確認します。

(参考：定着率要件、新規就農者増加分支援要件について)

【定着率要件】

本事業等において令和2年度～令和6年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が2人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた雇用就農者等の数の1/2以上であること。

【増加分支援要件】

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる(＝増加分支援要件)ため、過去に雇用就農資金の支援対象となった雇用就農者が経営体都合で離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者(＝補完雇用就農者)を雇用しなければならない。ただし、雇用就農者の自己都合での離農は、この限りではない。なお、補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とする。

補完雇用就農者の要件

農業法人等が、過去に本事業、雇用就農緊急支援資金の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責めに帰すべき理由(経営体都合による解雇、雇用契約内容とは異なり雇用就農者の同意のない労働条件の悪化、ハラスメント、経営体都合で研修が行えなくなった等)により離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者(補完雇用就農者)は、次の事項を全て満たさなければならない

ア 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員としての期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ 1の採用日時時点で原則50歳未満であること。

ウ 雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ 主に農畜産物の生産(当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。)に関する業務に従事し、1週間の所定労働時間が35時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。

オ アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ 過去の農業就業期間等が5年以内であること。

キ 補完雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

定着・離農にかかる判断

【定着していると判断するケース】

⇒研修中、研修後も勤務中、独立就農、親元就農、転職(農業関係)、就学・研修(農業関係)

【離農していると判断するケース】

⇒転職(農業関係以外)、就学・研修(農業関係以外)、進路未定、不明

※ただし、雇用就農者等が多様な人材(障がい者および生活困窮者、刑務所出所者等)である場合や農業法人等の責によらない雇用就農者の退職、法人等雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合は、補完を要しない。

2 様式第2号「8 研修計画」の記入例

研修1年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・トマト、ピーマン等の育苗作業 ・トマト、ピーマン等の定植作業 ・トマト、ピーマン等の整枝・誘引作業 ・トマト、ピーマン等の収穫作業 ・土づくり作業	・農作物の播種、温度管理技術等 ・定植の施肥、マルチ張り技術等 ・生育ステージに応じた整枝・誘引技術等 ・選別、包装、出荷の技術等 ・土壌消毒、施肥散布技術（一人で作業できる）

研修2年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・トマト、ピーマン等の施肥作業 ・トマト、ピーマン等の病虫害防除作業 ・トマト、ピーマン等の除草作業 ・土づくり作業 ・農業簿記	・二毛作の定植準備技術 ・防除、葉面散布の実践技術等 ・農作業機械操縦技術等 ・土壌消毒、施肥散布技術、他従業員への指導 ・農業簿記の仕組みの理解等

研修3年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・気温変化に伴う管理作業 ・トマト、ピーマン等の残さ処理作業 ・トマト、ピーマン等の温度・水管理 ・トマト等の加工品の製造等 ・出荷数量や経費の取りまとめ作業等	・低温時の作物管理技術等 ・マルチ等資材の撤去方法、残さの処理方法等 ・養液の調合方法、水管理技術等 ・収穫物の保存と加工技術等 ・損益計算技術等

研修4年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・トマト収穫作業（責任者） ・定植指揮、段取りや人員管理技術等 ・農業機械のメンテナンス ・次年度の作付け計画作成 ・パート採用業務等	・選別、出荷等の管理、他従業員への指導 ・パートへの作業指示・指導技術等 ・農閑期のメンテナンス技術等 ・栽培品種の選定、消費者ニーズの理解等 ・繁忙期の人員管理技術

- 研修を通じて習得を目指す技術等が具体的に分かるように記載してください。
- 研修期間を通じて、どのように段階的に技術習得を目指すか分かるように記載してください。従事させる作業が前年と同じ場合には、どの程度の習熟度（一人で作業できる、他の従業員への指導等）を目指すか分かるように記載してください。各年の計画が全く同じ場合は、再提出を求めています。
- 各年、作業及び習得させる技術について、それぞれ最低5項目以上記載してください。
- 法人等雇用就農者が支援終了後に独立する場合は、経営ノウハウに関する研修は必須です。（例：波線部分）

（参考：農業法人等の要件イ 一部抜粋） 研修はおおむね年間300時間以上行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。また、支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、これに加え経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

フリガナ ()
農業法人等名所在地 (郵便番号、住所)
〒代表者役職
フリガナ ()
氏名
フリガナ ()
法人等雇用就農者氏名

雇用就農資金申請書

令和7年度第3回の雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）を実施したく、以下のとおり申請します。

本申請書及び添付書類の記載事項について事実と相違ないこと、また、募集要領に記載の内容を理解した上で、応募することを誓約します。

なお、本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び助成金の返還等の不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立ていたしません。また、助成金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。

1 農業法人等の概要

経営形態	ア. 法人経営 イ. 個人経営			
電話番号	()			
携帯電話番号 (※1)	()			
FAX番号	()			
メールアドレス	@			
主な作目				
経営状況		年間総売上げ (全体)	経常損益 (個人の場合は所得)	農業関連 (※2)
	前年 (年)	万円	万円	年間総売上げ 万円
従業員数 (農業部門 (※3))	年 月 日時点 (募集期間内の日付を記入すること) 常時使用する従業員の数 (※4) : 名			

労働環境整備 ※右記項目を 2つ以上選択	①就業規則又はこれに準じるものに年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定 □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む ②就業規則又はこれに準じるものに産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定 □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む ③従業員の人材育成及び評価（経営ビジョン、面談、給与表等）の仕組みを整備 ※参考様式④～⑥又はこれに準じるものに記載し、実施 □既に取り組んでいる □翌決算期までに新たに取り組む （決算期： 月～ 月） ④農業の「働き方改革」に資する施設を整備 ※既に取り組んでいる場合は該当施設の写真を添付すること □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む ⑤次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けている ※既に取り組んでいる場合は認定証の写しを添付すること □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む ⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けている ※既に取り組んでいる場合は認定証の写しを添付すること □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む
過去の雇用・研修 によるトラブル （※5）（法令の違反 による労基署からの 改善指導を含む。）	ア. 有 イ. 無 ↓ 有の場合 A. 改善した（ 年 月 ） B. 改善していない
農業次世代人材投 資資金（経営開始 型）・経営開始資 金等（※6）の受 給有無	ア. 有 イ. 無 ↓ 有の場合 交付対象期間： 年 月 日～ 年 月 日
当該法人等雇用就 農者受け入れに伴 う国による他の助 成等の有無	ア. 有 イ. 無 ↓有の場合 助成等の名称（ ） 事業実施機関（ ） 助成の内容（ ） 助成期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
就業規則の有無	ア. 有 イ. 無 ↓ 有の場合 労働基準監督署等への届出 ア. 有 イ. 無
GAP認証の取得	ア. 有 イ. 無
協力雇用主制度 への登録	ア. 有 イ. 無 ※協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことです。法務省では、犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくために、「協力雇用主」制度を設け、様々な支援施策を実施しています。
地域計画に農業 を担う者としての 位置づけ（※ 7）	ア. 既に位置づけられている。市町村名（ ） イ. 今後位置づけられることが見込まれる。市町村名（ ） ウ. やむを得ない事情により、今後も位置付けられることが見込まれない。 やむを得ない事情の具体的内容 （ ） ※市町村では、農業経営基盤強化促進法（令和5年4月1日施行）によって定められた10年後の地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定に農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と一体となり取り組んでいます。詳細は市町村・農業委員会までお問い合わせください。

農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の修了の有無	国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目について ア. 修了している（修了証書等を提出してください） イ. 支援開始後、1年以内に修了する
--------------------------------------	--

- ※1 代表者と連絡が取れる携帯電話番号
- ※2 農業関連売上に含まれるもの（農林業センサスに準じる）
- ・ 農産物の販売額（畜産物、栽培きのこ、養蜂、まゆなどを含む。）
 - ・ 自ら営む農家レストランや農産物加工品の製造に仕向けた農産物の見積もり額。
 - ・ 観光農園を営んでいる場合の入園料（入園料金で農産物を一定量収穫させる場合）。
 - ・ 農業関連事業である農産物の加工、貸農園・体験農園、観光農園、農家民宿、農家レストラン、海外への輸出の売上。
- ※3 農業部門の数を記載
- ※4 常時使用する従業員の数とは、中小企業基本法第2条に規定する従業員数。「予め解雇の予告を必要とする者」となっており、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者も含まれるが、日雇い（1箇月を超えないもの）、2箇月以内の期限を定めて使用される者、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者及び試用期間中の者（14日を越えないもの）は含まれない。
- ※5 雇用・研修によるトラブルには、厚生労働省の各種助成金の不正受給も含みます。その場合、不支給措置期間が経過したことをもって、「改善した」と判断します。
- ※6 「等」には経営開始支援資金も含まれます。
- ※7 東日本大震災の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）にあつては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含みます。

2 定着率、新規就農者増加分（事業活用判定シート）

募集回	令和 7 年度第 3 回
-----	--------------

初めて事業（雇用就農資金）を 活用した募集回	令和 年度第 回
---------------------------	----------

1. 「定着率」要件（表1）

雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、及び雇用就農者実践研修支援事業において、過去5か年度間に事業を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者等が2名以上いる場合、定着率が50%以上である必要があります。

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業（雇用就農資金は除く）を活用し、助成金交付実績のある研修生が離農後、再度就農している場合は、就農状況について参考様式⑦に記載の上、申請時に添付してください。

なお、法人等雇用就農者等が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は事業を活用した者から除くことができます。事業を活用した者から除いた者については、下記の「対象年度内に事業を活用した者」の人数には加えないでください。

対象年度	対象年度内に事業を活用した者			定着率
		定着	離農	
令和2年度 ～令和6年度	人	人	人	%

※ 「多様な人材」：障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等

※ 「やむを得ない事情により離農」：法人等雇用就農者の死亡、天災等やむを得ないと全国農業会議所が認めた場合の離農

2 定着率、新規就農者増加分

2. 「増加分支援」要件（表2・3）

①に該当する経営体都合による離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。

※ 今回の応募時点で、雇用就農資金又は雇用就農緊急支援資金の助成金交付実績のある法人等雇用就農者がいない場合は、下記①（表2）・②（表3）の記入は不要です。

① 過去に雇用就農資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者の状況（表2）

助成金交付実績のある法人等雇用就農者：令和4・5・6年度、令和7年度第1回採択者で研修継続中の者又は助成金交付を受けて研修中止した者

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。

※助成金交付実績のある法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式⑧に記載し、申請時に添付してください。

No.	氏名	事業活用年度回	就農状況	就農状況（詳細）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。

「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

※「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」の場合は、その後の進路を把握している限りで記載してください。

※退職後の進路を把握していない場合は、「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」のいずれかを選択してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

② 初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者（正社員。採用時の年齢50歳未満）のうち、事業対象になっていない者（表3）※①（表2）で「離農（経営体都合）」の者がいない場合は、記載不要

※本事業における「正社員」とは、以下のすべてを満たす者としてします。

- ・期間の定めのない雇用契約を締結（独立前提の場合は有期雇用でも可）
- ・1週間の所定労働時間が35時間以上（年平均）で、主に農畜産物の生産（生産物の加工・販売含む）に関する業務に従事
- ・雇用保険、労災保険への加入（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険へも加入）

No.	氏名	生年月日	採用年月日	採用時の年齢	採用時 農業経験 5年以内	過去に雇用元の 農業法人等と 正社員としての 雇用関係がない	就農状況	就農状況（詳細）
0		—		—	—	—	—	—
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。
 ※氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。
 応募時の情報が事実と異なることが確認できた場合には、採択を取り消す場合があります。
 ※「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。
 「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。
 「就農状況（詳細）」に上記内容を記載できない場合は、「不明（離農扱い）」を選択してください。
 ※雇用契約内容、保険加入状況の要件は、採択後の現地確認時に、雇用契約書、保険関係書類等を確認する場合があります。
 応募時の情報が事実と異なることが確認できた場合には、採択を取り消す場合があります。

表 2			表 3			
過去に雇用就農資金 を活用した 法人等雇用就農者数	うち農業界定着人数	うち離農者数		事業対象になっていない者	うち農業界定着人数	うち離農者数
		自己都合	経営体都合			
人	人	人	人	人	人	人

3 働き方改革実行計画

「働き方改革」等の取組状況及び計画

取組状況 (各項目1つに☑)	実施項目
☐ 取り組む予定はない ☐ 既に取り組んでいて、引続き実施 ☐ 新たに取り組む予定	・ 高齢者や育児中の方等の多様な人材が働ける環境の整備 (短時間労働の導入、労働負荷の軽減の工夫 等)
☐ 取り組む予定はない ☐ 既に取り組んでいて、引続き実施 ☐ 新たに取り組む予定	・ 明確な雇用契約や評価制度等による労務管理の実施 (雇用契約書の作成、人事評価の明確な基準 等)
☐ 取り組む予定はない ☐ 既に取り組んでいて、引続き実施 ☐ 新たに取り組む予定	・ データ化、マニュアル化、整理整頓等による作業の効率化 (データの記録、物や書類の整理 等)
☐ 取り組む予定はない ☐ 既に取り組んでいて、引続き実施 ☐ 新たに取り組む予定	・ 農業の特性に合った就労条件の整備や作業の平準化 (農業の繁閑を活かした就労体系 等)
☐ 取り組む予定はない ☐ 既に取り組んでいて、引続き実施 ☐ 新たに取り組む予定	・ その他
(働き方改革の参考定義) 若い方や多様な人材が働きやすいように、経営者の意識の向上、作業を省力化する最先端の技術の活用、労務管理の考え方の導入、生産性の高い取り組みへの見直し、かつ「人」に優しい環境作りができるかということを経営者が考え、取り組み、実現していること。	

4 反社会的勢力の排除に関する誓約

以下枠内に記載の内容について、確認して承諾する場合は、チェックを入れてください。

☐ 以下枠内に記載の反社会的勢力の排除に関する誓約について、承諾します。

事業の申請を行うに当たり、次の事項を誓約し、貴会が必要な場合には、都道府県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 私たちは、反社会的勢力（注）の構成員ではありません。
また、これら反社会的勢力と、社会的に非難されるような関係を現在有しておらず、かつ将来にわたって有しません。

（注）反社会的勢力

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の団体等

- 2 私たちは、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与するような行為を行いません。
- 3 上記事項に反する場合、事業承認及び交付の取消し、受給した交付金の返還請求等、貴会が行う一切の措置について異議、苦情の申立を行いません。

5 個人情報の取扱いに関する同意

以下枠内の個人情報の取扱いについて、経営者、研修指導者、法人等雇用就農者及び補完雇用就農者（該当者がいる場合のみ）の全員が確認して承諾する場合は、チェックを入れてください。

☐ 以下枠内に記載の個人情報の取扱いについて、承諾します。

雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、雇用就農資金の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による法人等雇用就農者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告、学術研究等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、学術研究機関
------	--

6 法人等雇用就農者の概要

氏名、性別、 生年月日	(フリガナ) 氏名	男 ・ 女 ・ その他
	年 月 日生	歳
就業前の住所	〒	
就業後の住所	〒	
電話番号	()	
携帯電話番号	()	
メールアドレス	@	
代表者の親族で あるか (3親等以内)	ア. 有 イ. 無 ↓ 有の場合、代表者との関係 () 同居の有無 (有 ・ 無)	
多様な人材の 該当の有無	・障がい者 ア. 有 イ. 無 ・生活困窮者 ア. 有 イ. 無 ・刑務所出所者等 ア. 有 イ. 無	
当該法人等以外 での過去の農業 就業経験の有無	ア. 有 (就職・研修・自営) イ. 無 ↓ 有の場合 作目 年 月 日 ~ 年 月 日	
当該法人等で従 業員として採用 される以前の雇 用契約の有無	ア. 有 イ. 無 (無報酬の場合は無しに○) ↓ 有の場合 年 月 ~ 年 月 (カ月) 就業形態: パート、アルバイト、期間雇用、季節雇用、研修、その他 () トライアル雇用助成金等の使用の有無 有 無	
就農準備資金・ 農業次世代人材 投資資金(準備 型)・青年就農 給付金(準備 型)等※ 受給の有無	ア. 有 イ. 無 有の場合 (研修先名) (研修内容) 交付期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)	

※ 「等」には、就職氷河期世代の新規就農促進事業、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業、就農準備支援事業、就農準備支援資金が含まれます。

将来ビジョン	当該法人等雇用就農者の支援終了後の予定（どちらかに○を記入） ☐ 当該農業法人等で引き続き就業 ☐ 独立就農 支援終了直後、5年後、10年後の役職や業務内容又は独立の状況（全て記載） 支援終了直後 支援終了5年後 支援終了10年後 ※支援終了後、独立就農を行う場合は、独立に向けたサポート内容を記載してください。
今回の募集に応募した人数	名、うち当該雇用就農者の優先順位 位 ※同一年度内に複数名の法人等雇用就農者を応募する場合、採択上限は5名までとなります。助成金額は、募集回の早い順かつ応募申請書の「優先順位」に従い、1～2人目は年間最大60万円、3～5人目は年間最大20万円になります。なお、採択後に法人等雇用就農者の助成金額を変更することはできません。

7 雇用契約内容確認書（※正社員採用日時点の雇用契約書に沿ってご記入ください）

正社員としての採用日	年 月 日 ※「独立支援タイプ」の場合は、採用日
正社員としての勤務開始日	年 月 日 ※「独立支援タイプ」の場合は、勤務開始日
雇用期間	☐ 雇用期間の定め有り (雇用期間 年 月 日～ 年 月 日) ☐ 雇用期間の定め無し
雇用形態	正社員・契約社員・パートタイマー・嘱託・(その他)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無等に関する事項	1 始業・終業の時刻等 ※変形労働時間制、シフト制等による始業・終業時間が異なる場合は、異なるごとに記載 ① (月～ 月) 始業(時 分) 終業(時 分)、休憩時間()分 (月～ 月) 始業(時 分) 終業(時 分)、休憩時間()分 (月～ 月) 始業(時 分) 終業(時 分)、休憩時間()分 (月～ 月) 始業(時 分) 終業(時 分)、休憩時間()分 ②法律で定める休憩時間の採用【 有 ・ 無 】 (休憩：6時間を超える労働に対し45分以上、8時間を超える労働に対し1時間以上) 2 労働時間 ※日並びに週の所定労働時間が変形労働時間制、シフト制等による始業・終業時間が異なる場合は、異なるごとに記載 ① (月～ 月) 所定労働時間 時間／週 (時間／日) (月～ 月) 所定労働時間 時間／週 (時間／日) (月～ 月) 所定労働時間 時間／週 (時間／日) (月～ 月) 所定労働時間 時間／週 (時間／日) ②年間の所定労働時間 (時間) ③所定外労働時間 【 有 (年 時間) ・ 無 】
休 日	1 定例日(※週・月当たり 日) 2 法律で定める休日の採用【 有 ・ 無 】 (休日：少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えること。)

休 暇	1 年次有給休暇 日 法律で定める年次有給休暇の採用【 有 ・ 無 】 (年次有給休暇：従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤務勤務年数1年ごとに、その日数に1日(3年6ヶ月以後は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。) 2 その他の休暇 日(休暇名：)
賃 金	1 賃金 ①基本賃金 □月給の場合 (円) ※月給制とは、固定額の月額基本給がある場合です。 □日給の場合 (円、月給換算では 円) □時給の場合 (円、月給換算では 円) ※正社員採用日後に試用期間がある場合は、以下にご記入ください 試用期間 (月 ～ 月) 基本賃金 (円) ②諸手当の額及び計算方法 (住居 手当 : 円/月) (通勤 手当 : 円/月) (手当 : 円/月) (手当 : 円/月) ③上記①、②の基本賃金・諸手当の見込み合計額 (円) 2 割増賃金率 所定外労働 (%) 休日労働 (%) 3 賃金締切日：毎月 日 4 賃金支払日：毎月(当月・翌月) 日 5 昇給【 有(時期等) ・ 無 】 6 賞与(有 ・ 無) 7 退職金(有 ・ 無)
退職に関する事項	1 定年制【 有 (歳) ・ 無 】 2 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること) 3 解雇の事由及び手続 ()
保険の加入状況 ※ 応募時の状況を記入ください。	1 労働保険の適用 労災保険 □加入済 □加入しない 雇用保険 □加入済 □申請中(申請予定を含む) □加入しない 2 社会保険の適用 厚生年金 □加入済 □加入しない 健康保険 □加入済 □加入しない ※ 雇用保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険、健康保険の加入を証する書類については、初回の現地確認の際に、確認させていただきます。

その他（働きやすい環境の整備等）	1 育児休業 （ 有 ・ 無 ） 2 介護休業 （ 有 ・ 無 ） 3 その他 （ ）
備考	※上記事項で追記すべきことがあれば記載ください。 ※育児・介護を理由に短時間勤務を実施しており、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上35時間未満の場合はその旨を記載してください。また、就業規則等の育児・介護短時間勤務規程部分の写し及び育児・介護短時間勤務の申出書の写しを提出してください。従業員が10人未満で就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めていない場合は、雇用契約書か労働条件通知書の写し（育児・介護休業法と本人の申出に基づき、期間と始業・終業時刻、休憩時間を明記したもの）を提出してください。

8 研修計画

(1) 助成期間（※研修において、栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とし、研修終了後に独立する場合は、これに加え経営ノウハウの技術も必須です。）

研修期間（助成期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
------------	---------------

(2) 研修計画

研修指導者

研修指導者	役員：該当する・しない 役職：	役員：該当する・しない 役職：
	氏名：	氏名：
	農業経験年数： 年	農業経験年数： 年
	役員：該当する・しない 役職：	役員：該当する・しない 役職：
	氏名：	氏名：
	農業経験年数： 年	農業経験年数： 年

研修1年目 ※各年、箇条書きで最低5項目以上記載してください。

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術等

研修2年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術等

研修 3 年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術等

研修 4 年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術等

※雇用就農資金では、研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業はじめる.JP）に掲載することが要件となっています。ポータルサイトへの登録を行っていない場合は、研修内容の登録もお願いします。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

「（１）農業経営体向け」または「（２）畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう入力し、提出してください。なお、耕種・畜産の複合経営の場合、経営の中で主たる作目（売上等で判断）を基に、いずれかのチェックシート提出してください。

※ 複数名応募している場合は１部のみ提出。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは？】

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づいた最低限の内容を実施いただくものです。その取組内容は、日頃の事業活動における最低限行うべき取組として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるもので構成されています。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスを実施する意義とは？】

クロスコンプライアンスを導入し、農林水産・食品関連事業者等に最低限の取組の実践を求めることで、

- 1 農林水産・食品関連事業者等の環境負荷低減の意識向上と取組の底上げを業界全体で図るとともに、
- 2 生産現場等における環境負荷低減の取組に見える化し、消費者に現場の努力を伝えることで、我が国の農林水産・食品関連事業に対する国民的な理解を得ることにつながり、国内の消費者や国際的な場においても、我が国の農林水産物や食料加工品などが持続的なものであることを発信することにつながります。

【Q&A】

Q チェックシートを記入するにあたり、各項目についての取組例を知りたい

A 項目について不明な点がある場合は、下記の解説書をご参照ください。

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例が紹介されています。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか１つ以上実践していればチェックしてください。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編)

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編)

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324

Q 申請時点でチェックシートが１項目でもチェックされていない場合はどうなる？

A チェックシートに位置付けられる取組は、環境負荷低減のために最低限行っていただくべき取組であり、そもそも該当しない取組を除き、現場において、意識すれば取り組める内容とされています。そのため、チェックシートの取組内容へのチェックが１つでも欠けている場合は、書類の不備などの事由から申請ができないこととなりますので、ご注意ください。

Q 申請時にチェックした内容について、事業開始後に実施状況の確認は求められる？

A 令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出等に限定して試行実施を行うこととしており、事後確認は不要とされています。一方で、令和７年度以降は事業実施後の報告や、事後確認を順次開始していくこととしています。ご協力をお願いいたします。

【環境関連法令の遵守】

チェックシート中の「関連法令の遵守」については、以下の環境関連法令を遵守していただきますようお願いいたします。

環境負担低減に向けた取組	該当する環境関連法令
適正な施肥	・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号） ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号） 等
適正な防除	・農薬取締法（昭和23年法律第82号） ・植物防疫法（昭和25年法律第151号） 等
エネルギーの節減	・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号） 等
悪臭及び害虫の発生防止	・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号） ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号） 等
生物多様性への悪影響の防止	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号） ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号） ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 等
環境関係法令の遵守等	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第37号） ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81号） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号） ・土地改良法（昭和24年法律第195号） 等

(1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

農業法人等名： _____ 代表者氏名： _____
住 所： _____ 連 絡 先： _____

< 報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて >

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→ ☐

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	申請時 (します)	(2)適正な防除
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑨	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)
⑮	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑰	☐	関係法令の遵守
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

農業法人等名： _____ 代表者氏名： _____

住 所： _____ 連 絡 先： _____

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

項目で不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324

※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
①	□	肥料の適正な保管 ※飼料生産を行う場合(該当しない □)
②	□	肥料の使用状況等の記録・保存に努める ※飼料生産を行う場合(該当しない □)
	申請時 (します)	(2)適正な防除
③	□	農薬の適正な使用・保管 ※飼料生産を行う場合(該当しない □)
④	□	農薬の使用状況等の記録・保存 ※飼料生産を行う場合(該当しない □)
⑤	□	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ※飼料生産を行う場合(該当しない □)
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減
⑥	□	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑦	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	□	家畜排せつ物の管理基準の遵守 ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない □)
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	□	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	□	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合(該当しない □)
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	□	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	□	関係法令の遵守
⑬	□	GAP・HACCP について可能な取組から実践
⑭	□	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	□	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	□	正しい知識に基づく作業安全に努める
⑰	□	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守 ※和牛生産を行っている場合(該当しない □)

履 歴 書 (法人等雇用就農者・補完雇用就農者用)

年 月 日 現在

ふりがな		写 真
氏 名		
生年月日	西暦 年 月 日 生	
ふりがな		電 話
現住所 〒		
ふりがな		電 話
連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)		

年	月	経 歴	農業就業期間等

年	月	経 歴	農業就業期間等
年	月	免 許 ・ 資 格	

通勤時間 約 時間 分
扶養家族（配偶者を除く） 人
配偶者 ※ 有 ・ 無
配偶者の扶養義務 ※ 有 ・ 無

※ 農業就業期間等に該当する場合は、○をご記入ください。なお、農業就業期間等とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間並びに自営農業に従事した期間の合計です。

参考様式②

履 歴 書 (研修指導者用)

年 月 日 現在

ふりがな 氏 名		写 真
生年月日	西暦 年 月 日 生	
ふりがな 現住所 〒		
ふりがな 連絡先 〒	(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	電 話

年	月	経 歴	農 業 経 験

※ 農業経験に該当する場合は、○をご記入ください。

なお、農業経験には、普及指導員やＪＡの営農指導員、農業高校・大学校の教職員として指導した経験等を含みます。

参考様式③

刑務所出所者等に係る確認書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農業法人等住所
会社名
代表者氏名

令和 年度 回雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプ）
の実施にあたり、刑務所出所者等の該当の有無について、下記のとおり報告します。

記

法人等雇用就農者氏名：

（生年月日： 年 月 日： 歳）

法人等雇用就農者が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）である。

- ☐ 該当する
☐ 該当しない

法人等雇用就農者は、本書の作成及び全国農業会議所への提出にあたって「個人情報の取扱いに
関する同意」に同意している。

- ☐ 同意している
☐ 同意していない

（以下は保護観察所が記入）

上記の法人等雇用就農者に係る保護観察等の実施状況について、以下のとおり証明します。

（該当する□にチェック）

☐ 保護観察期間： 年 月 日から 年 月 日まで

☐ 更生緊急保護実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで
（更生緊急保護の申出日： 年 月 日）

☐ 上記に該当しない

年 月 日

〇〇保護観察所長

参考様式④

※応募時の提出は不要ですが、選択要件で「従業員の人材育成及び評価」を選択した場合、現地確認で確認しますので、以下を参考に整理をお願いします

経営体名・事業主名：
法人等雇用就農者名：

【経営体のビジョン】

--

【経営体のビジョンに基づく人材育成計画】

人材育成の目標	
キャリアパス	

【職務等級表】

等級区分	役職	等級の定義

【賃金表（例）】

等級区分	賃金

※応募時の提出は不要ですが、選択要件で「従業員の人材育成及び評価」を選択した場合、現地確認で確認しますので、以下を参考に整理をお願いします。

【キャリアカルテ】

対象期		令和	年度	所属・部署	ミッションレベル (勤務年数)		氏名	
				自己認識			評価者コメント	
キャリア・ビジョン	今後3年の自分	①経験したい職務						
		②向上させたい能力・スキル						
		③実施したい研修・自己啓発・資格取得						
		④能力向上プログラム希望／計画	内容					
派遣先・研修先業務内容								
時期								
1年の振り返り		①主な役割						
		②経験できたこと						
		③向上した能力・スキル						
		④研修・自己啓発・取得資格						
成長評価		①能力評価						
		②強み／改善ポイント						
		③昇格推薦・理由	推薦					
理由								
現職の適性・満足度		①現職の適性						
		②現職の満足度						
		③異動希望／必要性						
		④自由記述						
自己申告欄（自由記述）								
上司からの指導事項等		【上司から部下への指導事項】				【上司から会社への要望事項】		

※ 最初の期首面談時は、「キャリア・ビジョン」のみ記載。

※応募時の提出は不要ですが、選択要件で「従業員の人材育成及び評価」を選択した場合、現地確認で確認しますので、以下を参考に整理をお願いします。

【貢献度評価票】

対象期		令和 年度	所属・部署		
氏 名			ミッションレベル		
		優先 順位	評価項目	達成基準	達成状況
成果 貢献	業績				
	技術向上				
	その他				
価値 貢献	組織運営				
	人材育成・能力開発				
	その他				

①基本的な考え方

- 個人の年間の業務実績を評価する際、単に売上など業績のみを評価するのではなく、業務への取組み姿勢や能力的成長等も評価対象とする。
- 期末などでの一時的な評価ではなく、期首の目標設定や見直しを行い、相互の認識を共有する。
- 価値貢献の人材育成・能力開発などは被評価者のキャリアビジョンと連動して運用する。

②使い方

- 成果貢献と価値貢献に大別し、各社の状況に応じてそれぞれの評価項目を詳細化する。
- それぞれの項目において、達成基準を設定し、達成度に応じてS、A、B、C、Dの5段階で評価する。
S：全て達成している（達成率100%）
A：概ね達成している（達成率80%）
B：ある程度達成している（達成率60%）
C：達成が不十分（達成率40%）
D：達成できていない（達成率20%）

参考様式⑦

「事業活用判定シート」の別紙

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業（雇用就農資金は除く）を活用し、助成金交付実績のある研修生が離農後、再度就農している場合は、就農状況について記載の上、申請時に添付してください。

No.	氏名	助成金交付実績のある 事業	採択年度	就農状況	就農状況（詳細）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

※ 適宜、行を追加願います

注1）離農した元研修生から聴き取った内容を記載願います。

注2）「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

参考様式⑧

「事業活用判定シート『増加分支援要件』」の別紙

参考様式⑧

「事業活用判定シート『増加分支援要件』」の別紙

様式第2号「2 定着率、新規就農者増加分」のうち「増加分支援要件の①（表2）」の該当者が11名以上いる場合は、以下に記載の上、申請時に添付してください。

①に該当する離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。

① 過去に雇用就農資金又は雇用就農緊急支援資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者の状況（表2）

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。

No.	氏名	事業活用年度回	就農状況	就農状況（詳細）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

※「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。

「独立就農」「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」の場合は、その後の進路を把握している限りで記載してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

② 初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者（正社員。採用時の年齢49歳以下）のうち、事業対象になっていない者（表3）※①（表2）で「離農（経営体都合）」の者がいない場合は、記載不要

※本事業における「正社員」とは、以下のすべてを満たす者として。

- ・期間の定めのない雇用契約を締結（独立前提の場合は有期雇用でも可）
- ・1週間の所定労働時間が35時間以上（年平均）で、主に農畜産物の生産（生産物の加工・販売含む）に関する業務に従事
- ・雇用保険、労災保険への加入（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険へも加入）

No.	氏名	生年月日 （記入例） 2000/1/1	採用年月日 （記入例） 2022/1/1	採用時 の年齢	採用時 農業経験 5年以内	過去に雇用元 の農業法人等 と正社員とし ての雇用関係 がない	就農状況	就農状況（詳細）
0	（初めて事業活用した回で採用日が最も早い者）		2020/1/1					
1								
2								
3								
4								
5								

6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

※No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。

※氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。

採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。

応募時の情報が事実と異なることが確認できた場合には、採択を取り消す場合があります。

※「就農状況(詳細)」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。

「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域(市町村名まで)を記載してください。

「就農状況(詳細)」に上記内容を記載できない場合は、「就農状況」は「不明(離農扱い)」を選択してください。

※雇用契約内容、保険加入状況の要件は、採択後の現地確認時に、雇用契約書、保険関係書類等を確認する場合があります。

応募時の情報が事実と異なることが確認できた場合には、採択を取り消す場合があります。

表2				表3		
過去に雇用就農資金を活用した法人等雇用就農者数	うち農業界定着人数	うち離農者数		事業対象になっていない者	うち農業界定着人数	うち離農者数
		自己都合	経営体都合			
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

判定
申請可